

八幡市有料広告掲示申込書

令和 年 月 日

八幡市長 様

広告掲示申込者

代表者氏名

(担当者氏名)

住所(所在地) 〒

連絡先 (電話番号等)

八幡市有料広告取扱要綱第5条の規定により、次のとおり申し込みます。
なお、掲載にあたっては、裏面記載の掲示条件を遵守します。

掲載資産等名	コミュニティバスやわた (車内)
掲載希望月・期間	掲載期間 _____ ヶ月 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
広告規格・掲載枚数	B 4 サイズ(縦型) / 掲載枚数 _____ 枚 (1台・2台) ※ 計2台のバスで運行しており、1台1枠1,000円/月 合計=1,000円/月 × _____ 枚/台 × _____ 台 × _____ ヶ月 = _____ 円

掲 載 条 件

- 1 施設、物品、印刷物その他の市の資産（以下「資産」という。）に掲示又は掲載（以下「掲載」という。）できる有料広告は、次のいずれかに該当しないものとします。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種である者
 - (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）の適用を受ける業種である者
 - (3) 市の公共性、中立性または品位を損なうおそれのあるもの
 - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
 - (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (6) その他掲載することが適当でないと市長が認めるもの
- 2 広告を掲載できる場所、規格等については、別途市の定めた基準によるものとします。
- 3 掲載料金については、八幡市有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限内に納入してください。
- 4 掲載枠を超える申込みがあった場合、市の定めた優先順位により掲載を決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うものとします。
- 6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 市の行政運営上支障があるとき
 - (2) 指定する期日までに掲載ポスターを提出しなかったとき
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき

留 意 事 項

- ①実際の掲載開始日、掲載終了日は、取扱いの関係上、多少前後する場合があります。
- ②コミュニティバスやわたの車両点検、修理等のため、代替バスによる運行（基本的に2台のうち1台）になる場合があります。
- ③掲載物は掲載期間終了後、原則として返却しません。

※その他不明点等ありましたら八幡市役所 管理・交通課までご連絡ください。（TEL：075-983-5213）